

宇都宮大学キャンパスマスタープラン



国立大学法人宇都宮大学

平成22年3月

令和8年4月改正

キャンパスマスタープラン

目次

第1章 宇都宮大学の理念・方針・目標	1
1-1 宇都宮大学の理念と方針	1
1-2 宇都宮大学の教育目標	1
1-3 大学の基本的目標	1
第2章 キャンパスマスタープランについて	2
2-1 キャンパスマスタープランの理念	2
2-2 キャンパスマスタープランの基本方針	2
2-2-1 地域性の強化	2
2-2-2 教育機能の発展	3
2-2-3 国際化の推進	3
2-2-4 環境配慮への対応	3
2-2-5 調和の取れた環境整備充実	3
2-2-6 公共財としての施設整備	3
第3章 キャンパスの概要	5
3-1 宇都宮大学の関東地方及び栃木県における位置づけ	5
3-2 宇都宮大学各キャンパスの所在市町村及び近隣地域における位置づけ	6
3-3 各キャンパスの基本情報（令和7年5月）	10
第4章 施設マネジメント	14
4-1 施設マネジメントの実施	14
4-2 維持管理	14
4-2-1 魅力あるキャンパスづくり	14
4-2-2 適切な維持管理	15
4-2-3 維持管理コスト	16
4-3 スペースマネジメント	16
4-3-1 教育研究スペースの配分方針	16
4-3-2 利用効率の向上	17
4-4 環境・脱炭素	17
4-4-1 環境方針	17
4-4-2 地球温暖化対策の推進に関する実施要項	18
4-5 戦略的マネジメント	19
第5章 施設整備の方針	20
5-1 教育研究実施及び多様な施策実施のための基盤確保	20
5-2 機能強化への対応	20
5-3 温室効果ガス削減の基本的な計画の実施と地域との共生	20
5-4 個性豊かなキャンパス環境の充実	20
5-5 ライフサイクルを考慮したコスト縮減等	20

第6章 施設整備計画	2 1
6-1 施設整備計画の目標	2 1
6-1-1 教育研究実施及び多様な施策実施のための基盤整備	2 1
6-1-2 機能強化等変化への対応	2 1
6-1-3 温室効果ガス削減の基本的な計画の実施と地域との共生	2 2
6-1-4 個性豊かなキャンパス環境の充実	2 2
6-1-5 キャンパスマスタープランの推進について	2 2
6-2 利用構想	2 3
6-2-1 交通・動線計画	2 4
第7章 キャンパスフレームワークプラン（長期計画）	2 8
7-1 キャンパス利用の基本方針	2 8
7-1-1 施設の集中と有効活用	2 8
7-1-2 アクセシビリティを優先する配置計画	2 8
7-1-3 フレキシビリティを重視する配置計画	2 8
7-1-4 ライフサイクルコストの低減と減築	2 9
7-2 峰キャンパス利用計画	2 9
7-2-1 全学教育エリアをメインストリート周りに集約	2 9
7-2-2 メインストリートをキャンパスの中心となるオープンスペース として再編	2 9
7-2-3 地域交流の拠点の施設整備と運用	2 9
7-2-4 研究所・センター群の集約	2 9
7-2-5 イノベーション・コモنزの整備	3 0
7-2-6 部局教育研究エリア	3 0
7-2-7 福利厚生エリアの整備	3 0
7-2-8 土地の有効活用	3 0
7-2-9 インフラ設備の計画整備	3 0
7-3 陽東キャンパス利用計画	3 2
7-3-1 土地の有効活用	3 2
7-3-2 メインストリートとパブリックスペースの整備	3 2
7-3-3 研究所・センター群の集約とイノベーション・コモنزの整備	3 2
7-3-4 部局教育研究エリア	3 2
7-3-5 福利厚生施設の充実	3 2
7-3-6 宿舍整備	3 3
7-3-6 インフラ設備の計画整備	3 3
7-4 松原キャンパス利用計画	3 4
7-5 宝木キャンパス利用計画	3 5

第1章 宇都宮大学の理念・方針・目標

1-1 宇都宮大学の理念と方針

宇都宮大学は、人類の福祉の向上と世界の平和に貢献することを理念とし、広く社会に開かれた大学として、質の高い特色ある教育と研究を実践するため、次の基本的な方針を定めている。

1. 幅広く深い教養と実践的な専門性を身につけ、未来を切り開く人材を育成します。
2. 持続可能な社会の形成を促す研究を中心に、高水準で特色のある研究を推進します。
3. 地域社会のみならず広く国際社会に学び貢献する活動を積極的に展開します。

1-2 宇都宮大学の教育目標

上記「理念と方針」を基に、次の「教育目標」を掲げている。

1. 基盤教育を出発点として、現代社会に必要な汎用的能力（宇大スタンダード）を育成します。
2. 専門教育を通じて、実践的で専門的な知識と技能を涵養します。
3. それらのふたつを有機的に結びつけた4年一貫教育により、幅広い教養と行動的知性を備え、未来の社会を拓き支える人材を育成します。

1-3 大学の基本的目標

第4期中期目標・中期計画においては、次のように定めており、これらが円滑かつ十分に達成できるよう、着実な施設整備計画等の実現が必要である。

なお現在、「改革の方針」（令和7年8月29日国立大学法人等の機能強化に向けた検討会）に基づき2040年（令和22年）を見据えた機能強化の方向性について鋭意検討しているところである。

1. 業務運営の改善及び効率化に関する事項

〔目標〕：大学の機能を最大限発揮するための基盤となる施設及び設備について、保有資産を最大限活用するとともに、全学的なマネジメントによる戦略的な整備・共用を進め、地域・社会・世界に一層貢献していくための機能強化を図る。

〔計画〕：①全学的なマネジメントシステムによる施設の総量の最適化と重点的な整備を行うとともに、新学位プログラム（学部等連携課程）の創設を核とした組織再編に伴うスペースの再配置を行う。また、同様に設備の戦略的な整備・共用を進めるとともに、地域活性化の中核的拠点としての機能を強化する。

第2章 キャンパスマスタープランについて

グローバル化に伴う国際競争の激化や地球温暖化、デジタル化の進展、生成 AI の台頭など世界規模における急速な変化に加え、急速な少子化の進行や物価高騰等による地域経済社会の疲弊、激甚化・頻発化する大規模自然災害など我が国においても様々な変化が生じている。そのため、国立大学法人等においては、これらの変化に対応した大学の教育研究の機能強化、グローバル化・デジタル化への対応、地域社会や産業界との連携強化、災害対策に関する人材育成及び防災拠点としての役割遂行など、国立大学法人等に対する期待と要請が拡大・多様化している中で、その役割を果たすためには、キャンパスの現状を再評価して最大限活用していくことが必要不可欠であり、その手段の1つとして「キャンパスマスタープラン」を再構築することが求められている。

キャンパスマスタープランは、大学の教育研究活動を、施設整備の側面において支え、既存キャンパスの質の向上を含めキャンパス全体の良好な環境を目指すものであり、学内外の関係者には、キャンパス整備における整備優先度、キャンパスの将来像等についての理解を深め、大学への支援に繋がることを目指すものである。

2-1 キャンパスマスタープランの理念

(1) 地域性

地域の知の拠点としてのキャンパスを目指す。

(2) 教育

アクティブな学びを実践し活動が見えるキャンパスを目指す。

(3) 国際化

国際社会・国際交流に貢献するキャンパスを目指す。

(4) 環境

カーボンニュートラルを目標とした地球環境に配慮するキャンパスを目指す。

(5) 調和の取れた環境

豊かな緑・オープンスペースと建物群の調和がとれたキャンパスを目指す。

(6) 施設

ソフトとハードが一体となった施設の整備充実を図ると共に、地域の「公共財」として災害発生時の地域の防災拠点に資するキャンパスを目指す。

2-2 キャンパスマスタープランの基本方針

2-2-1 地域性の強化

(1) 地域における課題解決への貢献

Society 5.0^{※1}の実現に向け、地域における課題解決や新たなイノベーション創出等の視点から、ソフト・ハード一体となった環境の整備充実を図る。

(2) 地域活性化の推進

これからの国立大学法人には社会との共創による新たな社会に向けた取組を進めていくことが求められており、そのためにキャンパス・施設を最大限活用し、多様なステークホルダーと連携し新たな価値等を生み出すのに不可欠な「イノベーション・コモンズ（共創拠点）」の実現をはかる。

2-2-2 教育機能の発展

(1) 「知のプロフェッショナル」※²の養成・確保

グローバル化の進展に伴い、国際競争が激化する中で、国立大学法人の大学院においては、「知のプロフェッショナル」を養成・確保することが求められており、それに資するための施設・設備の充実が必要である。

(2) ダイバーシティを支える環境づくり

社会人、障害のある学生、女子学生、LGBTQ+など、多様な価値観を持つ多様な人材が学び合える、ダイバーシティを支える環境を確保することで、教育の質の高度化を図ることが重要であり、それに資するための施設・設備の充実が必要である。

(3) 生涯学習の場の提供

人生 100 年時代における社会の構造的な変化に対応するため、国立大学法人等においても、学校教育における学びの多様化とともに、社会人のリカレント教育・リスキリングをはじめとする生涯学習の場の提供が求められており、それに資するための施設・設備の充実が必要である。

2-2-3 国際化の推進

世界規模で優秀な外国人留学生の獲得競争が激化する中、国立大学法人等においては、外国人留学生の獲得に向けた取組が求められている。それらグローバル化に対応した国際競争力のある環境整備、具体的には、国内外の学生や研究者を惹きつけるキャンパスの質及び魅力の向上、国際交流・発信拠点の整備などが求められる。

2-2-4 環境配慮への対応

国立大学法人等は、カーボンニュートラルの実現に向けて、人文・社会科学から自然科学までの分野横断的な研究開発や、カーボンニュートラルを含めた持続可能な社会の実現に向けた人材育成を推進することが求められており、それに対応するためのそれに資するための施設・設備の充実が必要である。

2-2-5 調和の取れた環境整備充実

キャンパスをはじめとする大学内の環境は歴史や伝統を象徴する存在であり、各々の個性と魅力を継承させながら潤いとゆとりのある環境の整備充実に努める。また、キャンパス環境の調和・個性化、キャンパスライフを支える施設の充実にも努める。

2-2-6 公共財としての施設整備

国民に支えられる国立大学法人のキャンパス・施設は「国家的な資産」を形成するものであり、また、地域の貴重な「公共財」である。

教育研究の基盤としてだけでなく、災害発生時の地域の防災拠点としての役割を果たすことが重要である。

〔用語説明〕

※1 Society 5.0：「第5期科学技術基本計画」（平成28年1月22日閣議決定）において、「サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会」として提唱され、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）において、我が国が目指す未来社会として「直面する脅威や先の見えない不確実な状況に対し、持続可能性と強靱性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりが多様なせ（well-being）を実現できる社会」と提示されている。

※2 知のプロフェッショナル：「未来を牽引する大学院教育改革～社会と協働した「知のプロフェッショナル」の育成～（審議まとめ）」（平成27年9月15日中央教育審議会大学分科会決定）において、高度な専門的知識と倫理観を基礎に自ら考え行動し、新たな知及びそれに基づく価値を創造し、グローバルに活躍する人材の姿を、「知のプロフェッショナル」として提示している。

第3章 キャンパスの概要

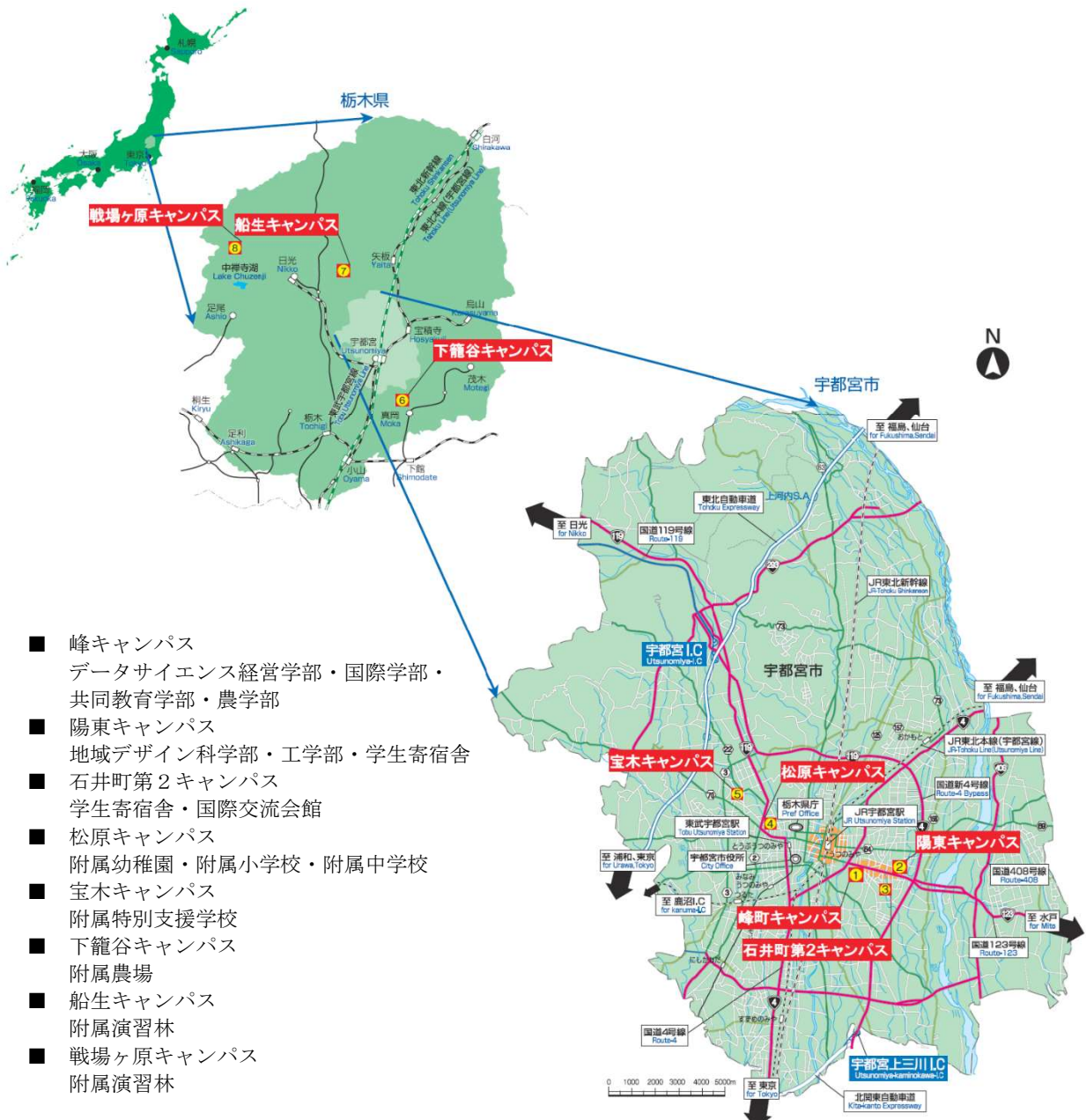
3-1 宇都宮大学の関東地方及び栃木県における位置づけ

宇都宮大学の主要キャンパス（峰・陽東・松原・宝木）は、宇都宮市内に立地している。本部のある峰町キャンパスからの直線距離は、陽東キャンパスまで2 km、松原キャンパスまで約4 km、宝木キャンパスまで約6 kmである。

各キャンパス間の移動手段については、峰キャンパスと陽東キャンパス間は、直線距離で2 km と近く、路線バスの本数も多いので、自転車または路線バスの移動いずれを選択しても特段の不便は感じず、10分程度の所要時間で移動可能である。

その他のキャンパス間の移動については、いずれのキャンパスからもJR宇都宮駅との間には路線バスが多く走っており、各キャンパスからJR宇都宮駅への移動には、15分～30分程度の所要時間で移動可能であるほか、陽東キャンパスからJR宇都宮駅へは、LRT（次世代型路面電車システム）を用いれば、15分～20分程度の所要時間で移動できる。

しかしながら、各キャンパス間を直接結ぶ公共交通機関は、皆無であり、急ぎで移動する場合は、自家用車による移動以外に方法がない。



3-2 宇都宮大学各キャンパスの所在市町村及び近隣地域における位置づけ

【峰キャンパス/陽東キャンパス/松原キャンパス/宝木キャンパス】

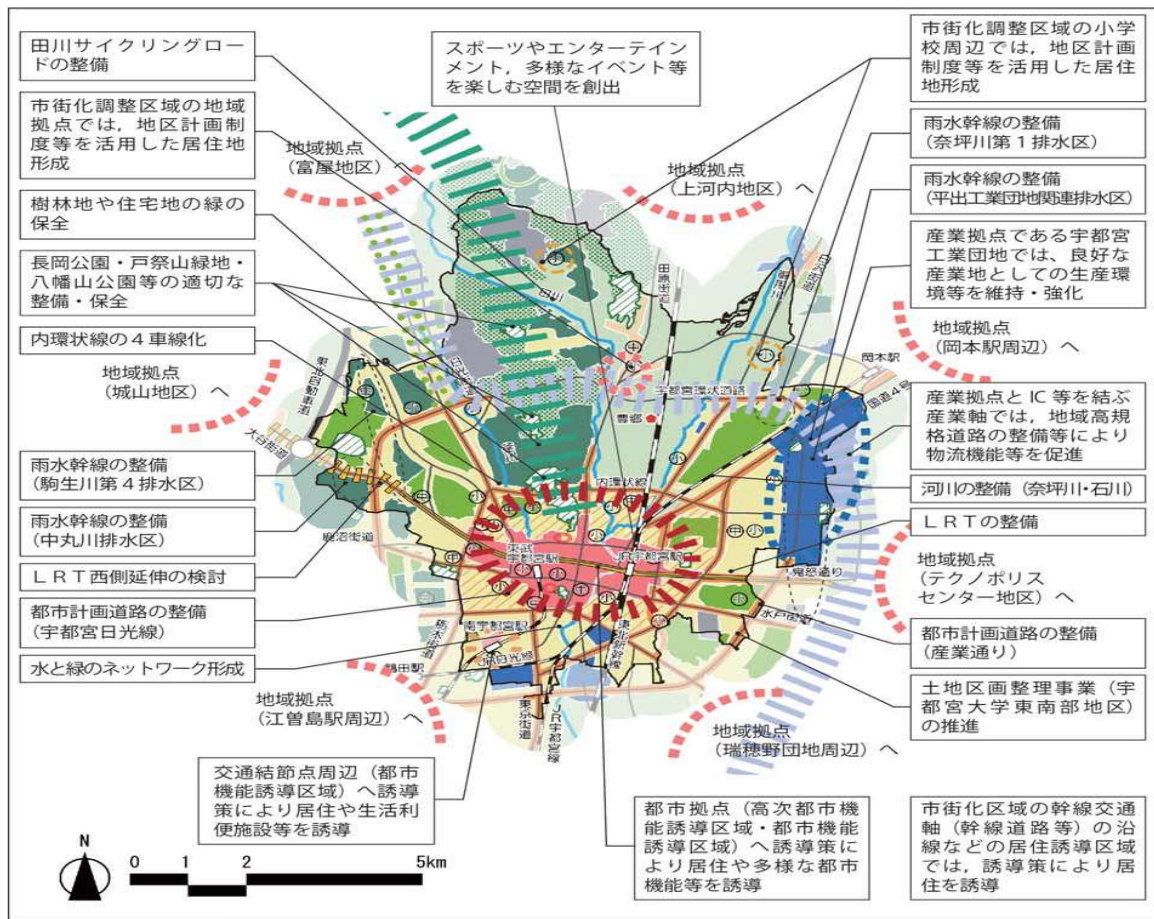
峰・陽東・松原・宝木キャンパスは、「第3次宇都宮市都市計画マスタープラン」において、政治・行政・経済・文化の中心として宇都宮を代表する都市機能や商業・業務機能が集積する都市地区とその周辺の住宅地区に位置する。「地区整備の将来イメージ」の中で、「広域都市圏の中核都市としてふさわしい魅力と風格ある地域となるよう、中心市街地において商業・業務・文化等の高次で多様な都市機能の集積を図りながら、賑わいと多様性のある都心の形成を図るとともに、その周辺では緑豊かで快適な居住環境を形成します。」とされている。

なお、峰キャンパス南東では、宇都宮市による「宇都宮大学東南部第2土地区画整理事業」が平成19年度から令和8年度の施行期間により実施中である。

また、陽東キャンパスから北に700mのところを東西に通っている県道64号線（通称：柳田街道）に、令和5年8月JR宇都宮駅と芳賀工業団地を結ぶLRT（次世代型路面電車システム）が開通した。

さらに、松原キャンパスは北門から西側300mのところの内環状線の一部として国道119号線が通っており、現状2車線のところを将来的には4車線とする計画があるため、将来的にはキャンパスの周辺環境に一定程度的変化が生じる可能性がある。

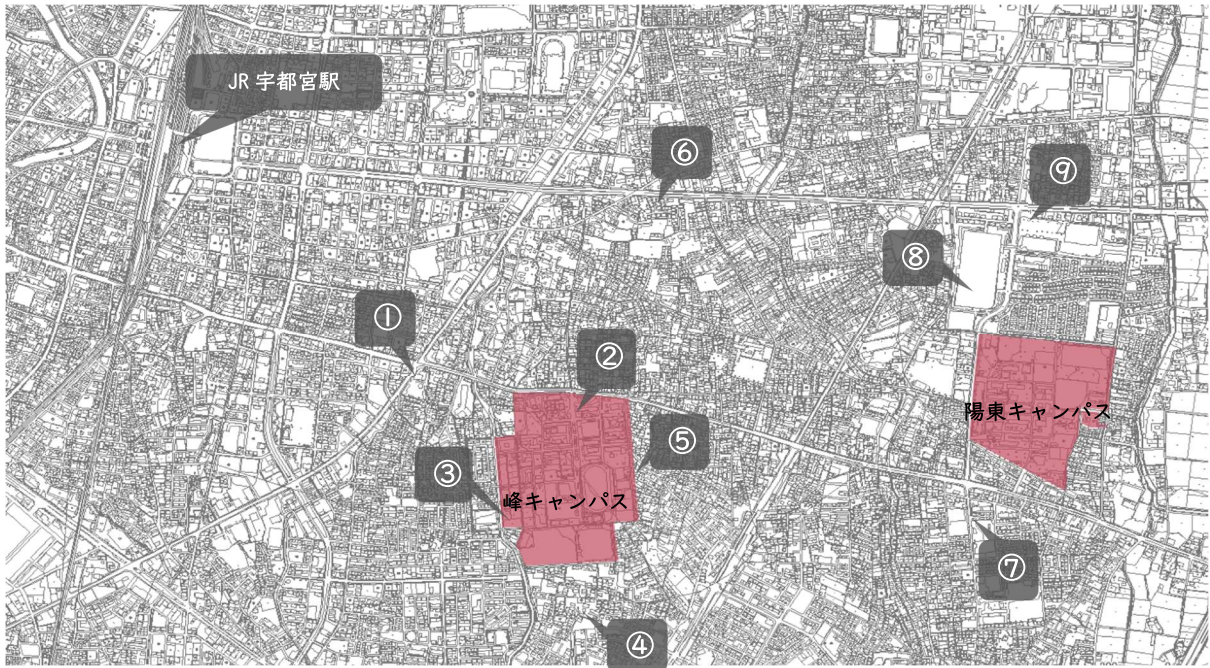
■地域整備方針図



拠点		土地利用		
都市拠点	都市商業業務地	都市居住地	森林地	
地域拠点	都市商業業務地	沿道複合地	河川	
交通結節点周辺	近隣商業地	産業流通地	大規模公園・緑地	
産業拠点	低層住宅地	農業地	大規模施設	
観光拠点	一般住宅地	集落地		
地域コミュニティ維持エリア	複合住宅地			

都市軸		環境軸		主要施設
広域連携交流軸	地域連携交流軸	みどりの軸	清流軸	① 小学校
高速道路	基幹公共交通（鉄道）			② 中学校
新幹線	基幹公共交通（LRT）			● 市役所
	道路ネットワーク（3環状12放射道路など）			● 地区市民センター

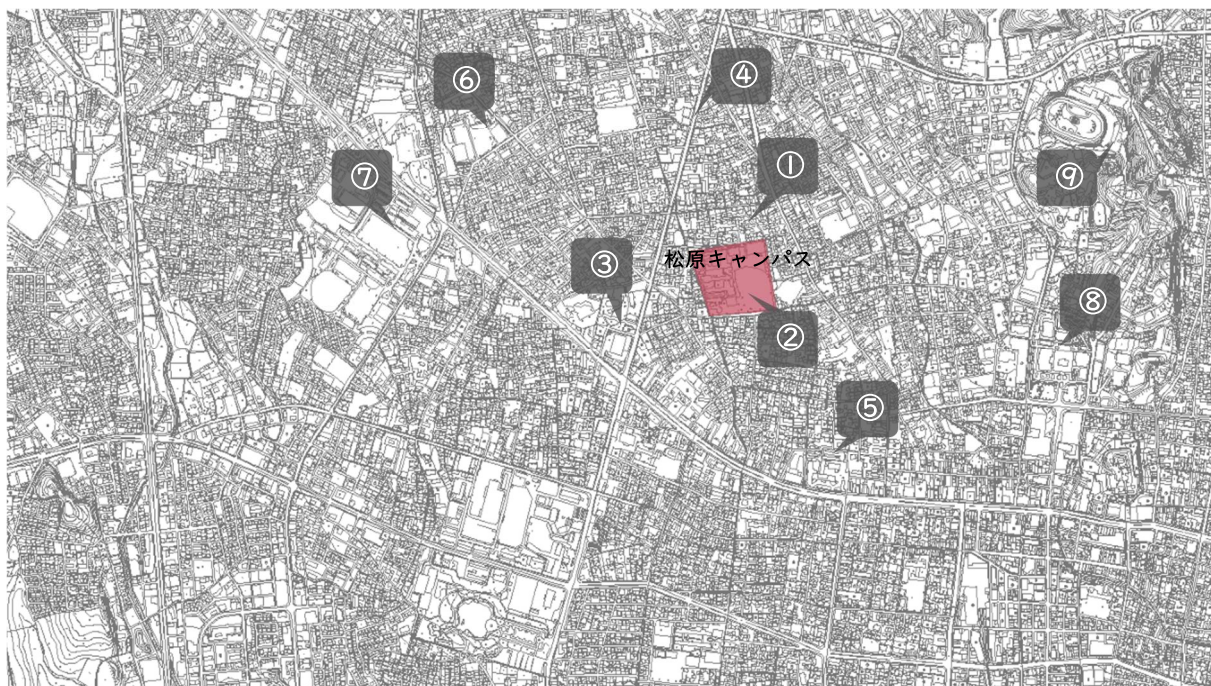
【峰・陽東キャンパス周辺状況】



【宇都宮都市計画情報マップより】



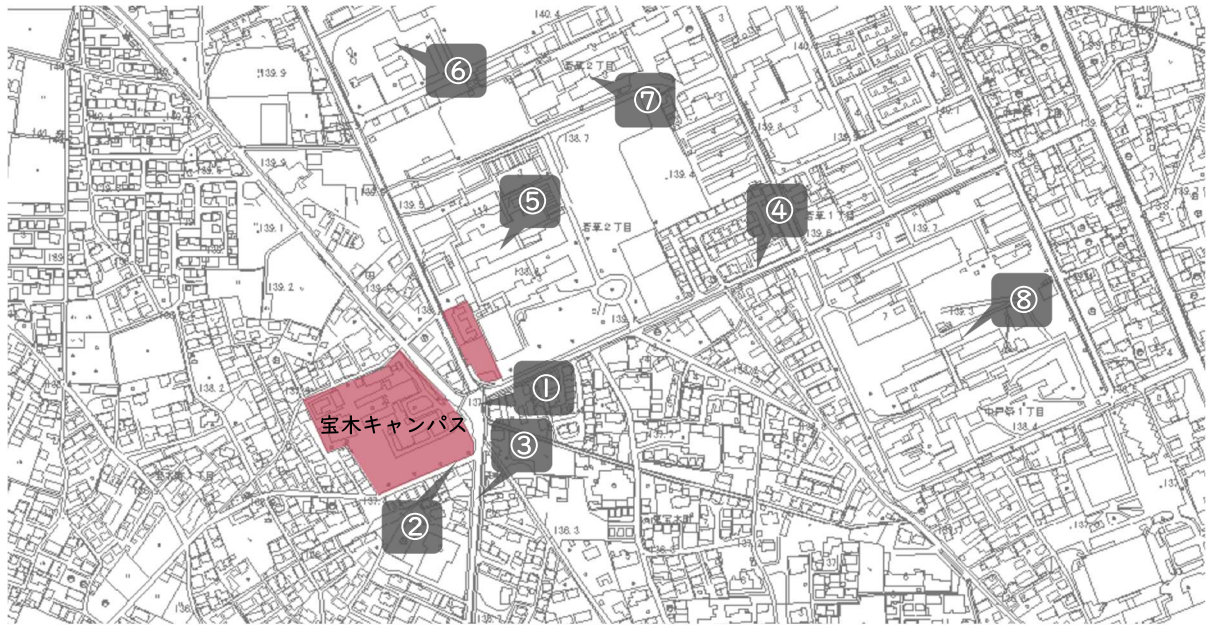
【松原キャンパス周辺状況】



【宇都宮都市計画情報マップより】



【宝木キャンパス周辺状況】



【宇都宮都市計画情報マップより】



① 正門前道路（五叉路）



② 南側道路



③ 南西側道路



④ 東側道路



⑤ 県立宇都宮中央高校



⑥ 栃木県警察学校



⑦ 県立ろう学校



⑧ (独)栃木医療センター

3-3 各キャンパスの基本情報（令和7年5月現在）

峰キャンパスの基本情報

所在地	宇都宮市峰町350		設置年度	大正11年	
敷地面積	237,263 m ²	建坪率	13.0% 規制 (60%)		
延べ床面積	79,492 m ²	容積率	33.5% 規制 (200%)		
用途別面積	校舎	48,500 m ²	データサイエンス経営学部・国際学部・農学部・共同教育学部 附属多文化公共センター 地域連携教育研究センター 雑草管理教育研究センター バイオサイエンス教育研究センター 基盤教育センター 教学マネジメント企画室 教職センター・宇大アカデミー アドミッションセンター 高大連携オフィス 留学生・国際交流センター 就職・キャリア教育支援センター DE&I推進センター 情報通信基盤センター分室 保健管理センター・附属図書館		
	図書館	6,728 m ²			
	体育館	3,573 m ²			
	福利施設	5,804 m ²			
	附属教育研究施設	7,516 m ²			
	管理部	5,202 m ²			
	その他	758 m ²			
	設備室	1,426 m ²			
人口 (令和7年5月現在)	学生	2,294人	教員	195人	
			その他職員	106人	
				計	2,595人
給水	井水		5か所		
ガス	都市ガス引き込み 200mm		1か所		
	都市ガス引き込み 80mm		1か所		
電力	1,291kW				
排水	公共下水	分流	棟数	102棟	

陽東キャンパスの基本情報

所在地	宇都宮市陽東7-1-2		設置年度	昭和17年	
敷地面積	178,373 m ²	建坪率	12.4% 規制 (60%)		
延べ床面積	60,161 m ²	容積率	33.7% 規制 (200%)		
用途別面積	校舎	36,300 m ²	地域デザイン科学部・工学部 附属地域デザインセンター 附属ものづくり創成工学センター 留学生・国際交流センター分室 オブティクス教育研究センター ロボティクス・工農技術研究所 機器分析センター・社会共創促進センター イノベーション支援センター 情報通信基盤センター 保健管理センター分室・附属図書館分館		
	図書館	1,138 m ²			
	体育館	1,159 m ²			
	福利施設	1,564 m ²			
	附属教育研究施設	8,720 m ²			
	寄宿舎	5,732 m ²			
	管理部	404 m ²			
	その他	565 m ²			
	職員宿舎	3,476 m ²			
設備室	1,103 m ²				
人口 (令和7年5月現在)	学生	2,656人	教員	129人	
			その他職員	45人	
				計	2,830人
給水	井水		2か所		
ガス	都市ガス引き込み 200mm		3か所		
	都市ガス引き込み 150mm		1か所		
電力	1,008kW				
排水	公共下水	分流	棟数	60棟	

松原キャンパスの基本情報

所在地	宇都宮市松原 1-7-38		設置年度	昭和17年
敷地面積	48,980 m ²	建坪率	16.9% 規制 (60%)	
延べ床面積	12,635 m ²	容積率	25.8% 規制 (200%)	
用途別面積	校舎	10,277 m ²	附属幼稚園	
	体育館	2,066 m ²	附属小学校	
	管理部	43 m ²	附属中学校	
	その他	180 m ²		
	設備室	69 m ²		
人口 (令和7年5月現在)	児童・生徒	1,166 人	教員	55 人
			その他職員	2 人
				計
給水	市水 80mm		1 か所	
ガス	都市ガス引き込み 200mm		1 か所	
	都市ガス引き込み 150mm		1 か所	
	都市ガス引き込み 100mm		1 か所	
契約電力	213kW			
排水	公共下水	合流	棟数	13 棟

宝木キャンパスの基本情報

所在地	宇都宮市宝木 1-2592		設置年度	昭和3年
敷地面積	17,883 m ²	建坪率	16.0% 規制 (60%)	
延べ床面積	3,988 m ²	容積率	21.0% 規制 (200%)	
用途別面積	校舎	3,334 m ²	附属特別支援学校	
	体育館	610 m ²		
	設備室	44 m ²		
人口 (令和7年5月現在)	児童・生徒	60 人	教員	28 人
			その他職員	4 人
				計
給水	市水引き込み 100mm		1 か所	
ガス	都市ガス引き込み 150mm		1 か所	
契約電力	87kW			
排水	公共下水	合流	棟数	8 棟

石井町第2キャンパスの基本情報

所在地	宇都宮市石井町2980-1		設置年度	昭和26年
敷地面積	21,790 m ²	建坪率	9.4% 規制 (60%)	
延べ床面積	6,522 m ²	容積率	29.9% 規制 (200%)	
用途別面積	寄宿舎	2,103 m ²	学生寄宿舎	
	職員宿舎	2,244 m ²	国際交流会館	
	その他	2,118 m ²	職員宿舎	
人口 (令和7年5月現在)	学生	教員	その他職員	計
	145人	0人	30人	175人
給水	市水50mm		1か所	
ガス	都市ガス引き込み150mm		1か所	
契約電力	63Kw			
排水	公共下水	分流	棟数	7棟

下籠谷キャンパスの基本情報

所在地	真岡市下籠谷443		設置年度	昭和54年
敷地面積	1,016,165 m ²	建坪率	0.5% 規制 (60%)	
延べ床面積	5,684 m ²	容積率	0.6% 規制 (200%)	
用途別面積	附属教育研究施設	5,033 m ²	農場	
	寄宿舎	589 m ²	短期学生宿舎	
	設備室	52 m ²		
人口 (令和7年5月現在)	学生	教員	その他職員	計
	50人	3人	0人	53人
給水	井水		2か所	
ガス	プロパンガス			
契約電力	94kW			
排水	合併処理		棟数	18棟

船生キャンパスの基本情報

所在地	塩谷郡塩谷町船生7556-2		設置年度	昭和12年
敷地面積	5,313,094 m ²	建坪率	0.0% 規制 (60%)	
延べ床面積	2,157 m ²	容積率	0.0% 規制 (200%)	
用途別面積	附属教育研究施設	1,617 m ²	演習林	
	寄宿舍	497 m ²	短期学生宿舎	
	設備室	43 m ²		
人口 (令和7年5月現在)	学生	教員	その他職員	計
	0人	1人	9人	10人
給水	町水引き込み75mm		1か所	
	町水引き込み25mm		1か所	
ガス	ボンベガス			
契約電力	22kW			
	3kW			
	20A			
排水	合併処理		棟数	11棟

戦場ヶ原キャンパスの基本情報

所在地	日光市中宮祠3168		設置年度	昭和12年
敷地面積	78,251 m ²	建坪率	0.6% 規制 (60%)	
延べ床面積	741 m ²	容積率	0.9% 規制 (200%)	
用途別面積	寄宿舍	579 m ²	演習林	
	附属教育研究施設	129 m ²	短期学生宿舎	
	設備室	33 m ²		
人口 (令和7年5月現在)	学生	教員	その他職員	計
	0人	0人	1人	1人
給水	井水			
ガス	ボンベガス			
契約電力	12kW			
	30KVA			
排水	合併処理		棟数	3棟

第4章 施設マネジメント

4-1 施設マネジメントの実施

本学においては、施設マネジメントを次のように区分し、各々に係る方針と基準等を定め、実施する。

(1) 維持管理

高度化・多様化する教育研究に対応する機能性、防災・事故防止等の安全性、施設利用者の快適性・利便性を確保し、個性的で魅力あるキャンパスづくりを進めるとともに、施設の長寿命化、省エネルギー・省資源化に配慮した施設水準の向上を図る。

(2) スペースマネジメント

学生・教職員によるスペースの必要以上の専有や既得権意識を排除して全学的にスペースを管理し、目的・用途に応じた施設の需給度合い、利用状況等を踏まえながら、既存スペースを適切に配分し、施設の有効活用を積極的に行う。

(3) 環境・脱炭素

温室効果ガス排出の削減実施、廃棄物排出量把握等の環境対策に関わることで、これらを適性・適確に実行し、その対策状況を把握・管理する。

(4) 戦略的マネジメント

施設の係る支出（新增改築費、改修費、維持管理経費及び光熱水費）の増減が財務経営に与える影響が少なくなく、このため、施設のクオリティの確保やスペース活用にかかるコストについては、大学経営の視点から、費用対効果の向上や保有施設全体のライフサイクルコストの効率化を踏まえて必要額を検討し、戦略的に財源を確保・管理する。

4-2 維持管理

4-2-1 魅力あるキャンパスづくり

必要かつ十分な機能を備えた質の高い教育研究環境の確保し、学生・教職員等の生活・交流等に関する機能向上を図るとともに、キャンパスは、学内外の研究者等が集う産学連携等の研究交流の場であるとともに、地域に開かれた生涯学習の場や災害時の防災拠点でもあるため多様な利用者の要望に配慮しつつ、利便性、快適性に配慮する。

また、大学の歴史と伝統を継承し、未来へとつながる、個性的で魅力あるキャンパス景観を形成するため、施設群として調和に配慮した外観デザインや構内道路、緑地等の屋外環境の適切な整備・保全を行う。

さらに、長期的な視点に立ち、安全・安心な教育研究環境の整備を行うため、以下のとおり施設設備の維持保全に関する方針を定め、これに基づき着実な実施を目指す。

4-2-2 適切な維持管理

教育研究環境を良好に保ち、施設利用者が快適に安心して施設を利用するためには、保有する施設を健全に維持していくことが重要である。そのために、「宇都宮大学インフラ長寿命化計画（行動計画）」に基づき施設の劣化・損傷に対応する修繕、設備機器の点検保守等の維持管理を適切に実施する。

施設整備計画及び施設設備の耐用年数及び更新頻度を、以下のとおり定め、投資年次計画に反映する。

(1) 耐用年数

施設整備計画の策定においては、原則、耐用年数は次のように想定する。

- ① 建築物の躯体の耐用年数は、コンクリートの耐力・中性化に配慮しつつ、概ね80～100年程度とする。
- ② 内外装の耐用年数及び建築設備の耐用年数については、(3)の計画更新年数に記載された年数とする。

(2) 改修・更新

施設整備計画の策定において、改修・更新については次のように取り扱う。

- ① 新增改築又は大規模改修を行って30年を経過した施設で、重要なものから優先して、内外装・建築設備等全般的な大規模改修を行う。
- ② 上記の大規模改修については、向こう30～40年を見据え、教育研究活動の変化にも十分対応できるプランとする。
- ③ 冷暖房設備は、省エネルギー対策のため、原則、個別方式により整備する。なお更新は、20年程度毎に行うこととする。
- ④ 受変電設備については、大型改修にあわせて行うこととする。ただし、法定耐用年数を経過したものは、順次、高効率型のものに具体的には、災害に強い閉鎖型受変電設備への更新を図るものとする。
- ⑤ 照明設備については、高効率型（LED型等）に早期に更新することとする。

(3) 施設・設備の改善計画について

建築基準法第12条第1項の規定に基づく点検（それに類する点検を含む。）を行い、点検の結果、是正が必要とされた事項については改善計画を作成するとともに、施設・設備の改修等を実施する。

また、不具合部分の改修・更新の他に、建築物の部位・部材の計画更新年数を、次表を原則として定める。但し、更新予算が確保できることを前提とする。

区分	種別	名称	計画更新 年数 (年)
屋根	屋根露出防水	屋根シート露出防水	20
外壁	外壁仕上塗材	外壁 複層仕上塗材	15
内部仕上	壁 ボード	内壁 石膏ボード張り	30
建具	外部建具	外部建具 アルミ製引き違い窓	40
電力	照明器具	LED照明器具 天井直付型	20
	分電盤	分電盤(主幹 3P 225A、分岐 18回路)	25
	受変電設備	—	20
通信・情報	拡声	スピーカー 天井埋込形	20
給排水 衛生	給水給湯配管：配管 類	ビニル管(HIVP、給水)30A	20
	機器：タンク類	鋼鉄製貯湯タンク	20
空調設備	—	—	20
換気	換気機器：送風機	消音ボックス付送風機	20
屋外施設	フェンス、ベンチ等	—	20

※計画更新年数：計画的に更新が必要な年数を示し、建築部材協会・設備メーカー調査等を基に算出されたもの。

4-2-3 維持管理コスト

(1) 施設のライフサイクルコストの検討

施設・設備整備の際には、初期の建設・整備コストいわゆるイニシャルコストの他に、定期的な改修費や毎年の維持管理費、光熱水費等が将来にわたりいわゆるライフサイクルコストが継続的に必要である。特に施設の新増改築を計画する際には、これらのコストの財源の確保について十分に検討する必要がある。

(2) 維持管理費等のコスト縮減

維持管理費等のコスト縮減のためには、次のような内容を実施する必要がある。

- ・ 予防保全の観点に基づく長期の修繕計画の策定・実施による修繕費のトータルコストの削減と毎年のコストの平準化を図る。
- ・ 建築後50年以上を経過する建物について、やむを得ず改築せざるを得ない場合は、将来のランニングコストを抑制するため、同時に施設の集約化を行うことなどにより極力保有面積の抑制を図る。
- ・ 建物・設備維持に係る役務契約の一元化、複数年化の実施による保全費の削減を図る。
- ・ エネルギー使用量の全学的管理による光熱水費の抑制を行う。

4-3 スペースマネジメント

4-3-1 教育研究スペースの配分方針

「宇都宮大学の資産活用に関する基本方針」（令和4年1月19日役員会決定）に基づき、教育研究スペースの配分方針を以下のとおり定め、弾力的なスペースの確保を図る

- (1) 土地及び施設設備は、大学全体の共有財産と位置づける。
- (2) 土地については、中・長期利用計画を策定し、当面の間、十分な活用が見込まれない土地については、積極的に貸付け又は売却を行うこととするなど、有効活用を図ることとする。

(3) 教育研究共用スペースの確保

中期目標・中期計画に掲げる教育研究活動のために必要なスペースについては、①学生共用スペース、②研究内容などによる利用者を特定しない教育研究プロジェクトスペース、③その他必要なスペース、を確保する。

学生共用スペース及び教育研究プロジェクトスペース等は、建物新築及び改修時に各部局等と協議し、共用スペースが確保可能な建物から順次確保する。

(4) 保有面積の総量最適化

大学の理念、施設の現状、財務状況の見通し等を踏まえて、既存施設の保有の必要性や投資の可否等を選別する施設のトリアージの実施により施設総量の抑制、最適化を図っていくことが重要であり、施設の用途や規模等も踏まえつつ、長期的に必要となる施設と将来的に不要となる施設を峻別する等、保有施設の総量最適化を図り、真に必要性の高いものから重点的に施設整備や維持管理を行っていくこととする。

4-3-2 利用効率の向上

会議室や講義室・演習室について、従前より学内外に貸出を行う対象となっていた部屋については、1つの部局で独占する状態を極力排し、収容人員、設備内容を学内に公開して、会議室や講義室・演習室等の部局の枠を超えた活用の促進を図っていくこととする。将来は学内の授業や行事に支障のない範囲で学内他部局や学外への貸出対象スペースの拡大を検討する。

併せて建物や施設は、自己保有に限らずに地域や他大学との連携を含めた学外施設等の活用を各部局と連携して検討していくこととする。

4-4 環境・脱炭素

4-4-1 環境方針

(1) 基本理念

地球温暖化をはじめとして、資源エネルギーや生物多様性など地球環境保全の問題は、人類が直面している大きな課題である。自然と豊かな環境の保全を通じて一人一人が幸せを実感できる生活をつくりあげ、次世代に継承させる社会の構築がいま求められている。

本学は、地域の「知」の拠点として、また、広く社会に貢献すべく開かれた大学として、社会の要請に応じた人材の養成はもとより、持続可能な社会の形成を促す教育研究や環境整備等を通じて、環境保全に努める。

(2) 基本方針

本学は、基本理念を具体的に実現するために、すべての構成員が法令及び学内規則等を遵守し、継続的な改善を図りながら、以下の取り組みを行う。

① 持続可能な社会形成を促す教育研究の推進

脱炭素社会で求められる環境問題に関するグローバルな視野と実践力を養うための教育研究を進めるとともに、持続可能な社会の形成を促す研究を推進し、その成果を社会に還元する。

② 地域の環境保全

環境に関する地域のニーズに応じた地域連携等を推進し、地域社会に貢献する。

③ 環境負荷の低減

地球温暖化対策の推進や、省エネルギー対策に向けて、温室効果ガス排出抑制等の環境配慮行動を積極的に推進するとともに、省資源、資源の循環利用、グリーン購入の推進、化学物質管理の徹底等、大学運営における循環型社会構築への配慮に努める。

④ 環境情報の発信

環境方針、環境報告書、環境改善活動等の自己点検・評価等の環境関連情報を、大学ホームページ等を通じて、学内の教職員・学生や一般社会へ積極的に公開する。

4-4-2 地球温暖化対策の推進に関する実施要項

令和3年6月に公布された「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」（以下、「改正温対法」という。）に基づき、政府（地球温暖化対策推進本部）が令和3年10月22日に策定された「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」及び令和4年4月に施行された「エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律」（以下、「改正省エネ法」という。）を踏まえ、令和7年3月地球温暖化対策を推進するための体制及びその推進計画等に係る実施要領（令和7年3月26日部局長連絡協議会承認）を以下のとおり定めた。

（1）体制

① エネルギー管理統括者

改正省エネ法に定められたエネルギー管理統括者を学長とする。

② エネルギー管理企画推進者

改正省エネ法に定められたエネルギー管理企画推進者を置き、財務部施設課長をもって充てる。

財務部施設課長がエネルギーの使用の合理化に関する法律に定める資格を有していない間は、エネルギー管理企画推進者の職務を司る者を、有資格者の職員のうちから学長が指名する。

③ 省エネルギー推進責任者

各部局等に、省エネルギー推進責任者を置き、部局長等をもって充てる。

省エネルギー推進責任者の職務は、次のとおりとする。

- i 温室効果ガス排出抑制等のための環境配慮行動の推進等省エネルギーを推進するための指導、監督を行う。
- ii 省エネルギー等推進者を選任し、エネルギー管理企画推進者が行う推進状況把握等に協力する。

④ エネルギー管理員

峰キャンパス、陽東キャンパスに、改正省エネ法に定められたエネルギー管理員を置く。

エネルギー管理員は、エネルギーの使用の合理化に関する法律に定める資格を有している職員のうちから学長が指名する。

エネルギー管理員の職務は、次のとおりとする。

- i エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用法の改善及び監視を行うこと。
- ii 前号を行う上で必要な指示について、本学構成員に対して行うこと。

⑤ 省エネルギー等推進者

- i 部局等毎に、省エネルギー等推進者を置く。
- ii 省エネルギー等推進者の職務は、次のとおりとする。
 - a 教員室、実験研究室、講義室、図書室、食堂など居室における環境配慮行動を、率先垂範して行う。
 - b 省エネルギー推進責任者の下で、省エネルギー等の推進状況を把握する。

(2) 温室効果ガス排出抑制等のための推進計画等の策定

改正温対法及び改正省エネ法を踏まえ、温室効果ガス排出抑制等のための推進計画と省エネルギー中長期計画を策定する。

(3) 推進計画等の実施

- 1) 温室効果ガス排出抑制等のための推進計画等は、上記(1)に掲げる体制の下に適切な実施を目指す。
- 2) 省エネルギー中長期計画に定める施設設備の改善については、施設整備計画に基づいて行う。
- 3) エネルギー消費設備等に係る管理、計測・記録、保守・点検については、改正省エネ法に定める管理標準を策定し、適切に行う。

4-5 戦略的マネジメント

4-5-1 共創拠点の実装化

国立大学法人は、自らの使命に基づいて、自律的・戦略的な経営を進め、質の高い教育研究環境を構築してきているが、今後、共創拠点の実装化を図っていくためには、長期的スパンの対応となり、社会や教育研究環境の変化などへの柔軟な対応も必要となることから、施設マネジメントを経営活動として明確に捉えて推進していく必要がある。

イノベーション・コモンズ（共創拠点）は、国内外の優れた学生や研究者を引き付け、共創の活性化とともに地方創生、産学官連携や国際交流の推進に重要な役割を担っている。施設は経営資源の一つであり、多様なステークホルダーとの有機的な連携により、更なる投資を呼び込む戦略的な運営が求められる。

4-5-2 多様な財源の確保等

施設の整備に当たっては、施設整備費補助金や他の公財政支援等を受けてきた一方で、昨今の急激な物価高騰・建設コストの高騰等の影響により、一部で不調・不落となる事業が発生するなどしており、計画的な整備や教育研究環境の維持保全に大きな影響を及ぼしている。このような状況を踏まえ、施設整備計画を立案する際には、より一層施設マネジメントの取組を推進し、整備する規模や内容等を厳選するとともに、多様な財源の確保に努めることが必要である。

国の厳しい財政状況や、近年の物価高騰等の影響も相まって、施設の整備に係る財源の確保が喫緊の課題となっており、多様な財源の確保や予算の効率的な執行（入札・契約の運用の工夫等）、事業の円滑な実施に向けた運用改善を検討していく。

第5章 施設整備の方針

第1章及び第2章の本学のキャンパスの現状、国立大学法人を取り巻く環境等を踏まえ、長期的な視点に立って、キャンパスマスタープランの施設整備方針を以下のとおり定める。

5-1 教育研究実施及び多様な施策実施のための基盤確保

学生や研究者等が安全・安心な環境において教育研究が出来るよう及び多様な施策が円滑に実施できるようにするために老朽施設の改善整備、老朽化している基幹設備（ライフライン）の計画的な更新を推進する。

5-2 機能強化への対応

アクションプラン等に基づく機能強化に必要な施設整備を行う。

5-3 温室効果ガス削減の基本的な計画の実施と地域との共生

老朽化等によりエネルギー消費効率の劣る設備機器のより高効率機器への更新を計画的に推進する。また、「ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化先導モデル事業」及び「カーボンニュートラル推進事業」等により省エネルギー等の推進を進めることとし、キャンパスのハード面として各施設建物とソフト面としての教育研究活動が相互に連携し、栃木県内唯一の国立大学法人として先導的な役割を果たすために、以下の項目についての整備計画を継続的に行う。

- (1) 省エネ（ソフト面）
- (2) 省エネ（ハード面）
- (3) 創エネ
- (4) ZEB化
- (5) クリーンエネルギーの調達

5-4 個性豊かなキャンパス環境の充実

本学が目指す『地域の「知」の拠点』として、社会連携機能の積極的な発展を促す環境の整備、多様な研究者や異分野との「共創」、地域・産業界との「共創」など、多様なステークホルダーとの「共創」を促進する拠点（イノベーション・commons）として、地域や社会に貢献するとともに、日本の活力を支え、学術文化に貢献し、地域や社会に発進力を有する開かれたキャンパスづくりを目指す。

5-5 ライフサイクルを考慮したコスト縮減等

- (1) 施設整備計画においては、ライフサイクルコスト^{※1}をも踏まえ総合的なコスト縮減を目指した計画を立案し、それに基づき整備及び運用を実施する。
- (2) 民間等からの寄附、地方公共団体との連携、各種の補助金等、多様な財源による整備についても検討する。

〔用語説明〕

※1 ライフサイクルコスト：「初期建設費であるイニシャルコストと、エネルギー費、保全費、改修、更新費などのランニングコストにより構成される生涯費用」のこと。

第6章 施設整備計画

6-1 施設整備計画の目標

6-1-1 教育研究実施及び多様な施策実施のための基盤整備

(防災対策)

耐震対策や防災機能強化等を計画的に行う。

実験研究施設の整備については、災害時における実験研究設備の転倒や毒物・劇物等危険物の漏洩がないよう利用者の安全を確保するとともに周辺への影響が生じないよう防災機能強化を図る。

また、地域の防災拠点に資するような施設・設備の整備も検討していく。

(老朽対策)

戦略的リノベーションや性能維持改修による老朽改善を基本とした耐災害性の確保による長寿命化改修について教育研究等のニーズに対応して優先度を考慮して計画的に推進する。

教育の質的転換の推進に資する様々な学修環境の整備を老朽改善の機会と捉えリノベーションをより推進する。

(ライフラインの老朽対策)

老朽化した基幹設備（ライフライン）の把握及び的確な点検を実施する。

老朽化した基幹設備（ライフライン）について、未然に事故を防止し、学生教職員の安全・安心の確保や災害時に求められる研究機能等を確保するため、計画的に更新等を推進する。

(ダイバーシティを支える環境の確保)

外国人留学生や社会人、障害のある学生、女子学生、LGBTQ+など、多様な価値観を持つ多様な人材が学び合える、ダイバーシティを支える環境を確保することで、教育研究の質の高度化を図ることが重要である。

6-1-2 機能強化等変化への対応

(1) 機能強化を活性化させる施設整備

機能強化の方向性を踏まえ、施設マネジメントによるスペース等の資源の再配分、機能強化の実施に必要な施設整備を推進する。

グローバル人材の育成や地域イノベーションの創出に向けた先端的な教育研究の拠点となる施設整備を推進する。

地域における知の拠点として、ソフト・ハードの取組が一体となり、多様なステークホルダーが「共創」できる拠点であり、大学等のキャンパス全体が有機的に連携して共創活動を実現する施設である「イノベーション・コモンズ」を設置し、地域・社会への貢献を果たすだけでなく、教育研究の高度化にもつながる好循環を生み出すことを狙う。

(2) 老朽施設の戦略的リノベーション

経年による施設機能の陳腐化等により教育研究に支障のある老朽施設について、大学のアクションプランに基づく戦略的リノベーションを推進する。

老朽施設のリノベーションに際し、現状の建物用途を変更して、新たな用途にすることにより建物を再生するコンバージョン（転用）を推進する。

6-1-3 温室効果ガス削減の基本的な計画の実施と地域との共生

建築物の新增改築及び改修等の整備では断熱性能の強化や日射遮蔽等の性能の向上を推進する。

また、老朽化等によりエネルギー消費効率の劣る機器についてはより高効率の機器への更新を行う。

(1) 省エネ（ソフト面）

カーボンニュートラルの本筋はエネルギー使用量の削減であり、省エネ（ソフト）の想定される取組としては、-エネルギー使用量の見える化、省エネ行動の実施、研究設備・機器の共同利用及び適正な運用管理を優先して行う。ただし、それ以外の取組であっても、高いエネルギー効率や優れたCO₂排出量の削減効果等を期待できる場合は取組を検討する。

(2) 省エネ（ハード面）

空調、換気装置及び照明設備をそれぞれ高効率空調、全熱交換式換気、高効率照明に更新し、新技術の設備の導入を積極的に検討する。

(3) 創エネ

設置可能な本学敷地や建築物に太陽光発電設備を積極的に設置する。

関連で令和7年に峰キャンパス及び陽東キャンパスにおいて、PPA事業を実施（令和7年2月28日部局長連絡協議会承認）した。

(4) ZEB化

建築物の環境性能の向上化として施設の高気密化、建物断熱性能の向上及び設備システムの高効率化により、エネルギー消費量の低減等を図り、今後の新增改築又は大規模改修を行う建築物については、「ZEB Ready」※1以上となることを目指す。

(5) クリーンエネルギーの調達

本学が調達する電力について、再生可能エネルギー電力とすることを目指す。

6-1-4 個性豊かなキャンパス環境の充実

地域における知の拠点として、ソフト・ハードの取組が一体となり、多様なステークホルダーが「共創」できる拠点であり、大学等のキャンパス全体が有機的に連携して共創活動を実現する施設である「イノベーション・コモンズ」をメインキャンパスである峰キャンパス及び陽東キャンパスに1カ所ずつ設置することを検討し、地域・社会への貢献を果たすだけでなく、教育研究の高度化にもつながる好循環を生み出すことを狙う。

6-1-5 キャンパスマスタープランの推進について

キャンパスマスタープランに定めた在るべき姿を実現させるために、経営手法の一つであるマネジメントサイクルの概念を導入し、施設及び環境を総合的に企画・計画、整備、維持保全及び運用管理する業務において、Plan（計画）、Do（実施・実行）、Check（点検・評価）、Action（処置・改善）を順次行って、最後のActionを次のPDCAサイクルにつなげ、螺旋を描くように一周ごとにサイクルを向上させて、継続的な改善を図ることとする。

また、学内にキャンパス・施設戦略会議（令和5年12月25日学長ラウンドテーブル了承。令和6年4月1日設置。）を置き、全学的なキャンパスマスタープランの推進体制を整備したと共に、将来多様な人材等の活用も含めた全学的なキャンパスマスタープランの推進体制の構築・運営についても検討していく。

〔用語説明〕

※1 ZEB Ready : ZEB とは (Net Zero Energy Building) の略で、省エネと創エネにより建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことである。ZEB Ready とは、その上で省エネだけで建物で消費する年間の1次エネルギー量を50%以下にすることを目指した建物のことである。

6-2 利用構想

峰キャンパス、陽東キャンパス、松原キャンパス及び宝木キャンパスについて利用構想を策定する。

(1) 土地利用計画の明確化

将来を見据え、継承すべき「変えてはいけない部分」と戦略的活用を図る「変えていく部分」等を十分に考慮する。

本学が目指す教育・研究・社会貢献が、将来も含めて円滑に推進できるように、敷地全体の合理的利用に配慮した適切なゾーンを設定する。

(2) キャンパスの「見える化」と「わかりやすさ」

キャンパスの状況の「見える化」を図ることにより、学生・教職員や来学者が位置を認識しやすく「わかりやすく」、敷地内のゾーニングを示すことや、way-finding（ウェイ・ファインディング）※1の要素を取り入れたデザインに配慮して行う。

(3) 安全・安心の確保

学生などの安心・安全やバリアフリー等の観点から、次のことを優先的に行う。

- ① 老朽化等による屋外工作物、交通施設、擁壁等の危険か所については、改善計画を策定し、着実に改善を図る。
- ② キャンパス内での駐輪場・駐車場の位置を見直し、主要な徒歩の動線ゾーンには、原則、自動車及び自転車の乗入れをしないような「構内原則徒歩の確立」を検討する。

(4) 広場の創出

快適で豊かな屋外環境の下、学生・教職員がコミュニケーションを持てる環境を創出する。

(5) 緑環境への配慮

「宇都宮大学樹木憲章」（平成18年10月11日制定）を踏まえ、教育研究活動の活性化や快適なキャンパスライフのための良好な環境の創出とバランスのとれたものとする。

なお、峰キャンパスと陽東キャンパスの樹木に係る整備・維持管理の基本方針については、「グリーンマスタープラン」（平成31年3月25日役員会承認、同日改訂）に詳細が制定されている。（改訂予定）

併せて「宇都宮大学における樹木管理点検の実施に関するガイドライン」（令和8年3月25日部局長会議承認、令和8年4月1日学長裁定）を定め、同ガイドラインによっても樹木管理点検を行っている。

〔用語説明〕

※1 way-finding（ウェイ・ファインディング）：建築物などにおいて、部屋の名称を記した記名サインやサインシステムなど、その環境にある構成要素等を通じて人を目的地への経路を適切に案内する手法の総称。

6-2-1 交通・動線計画

(1) 峰キャンパス



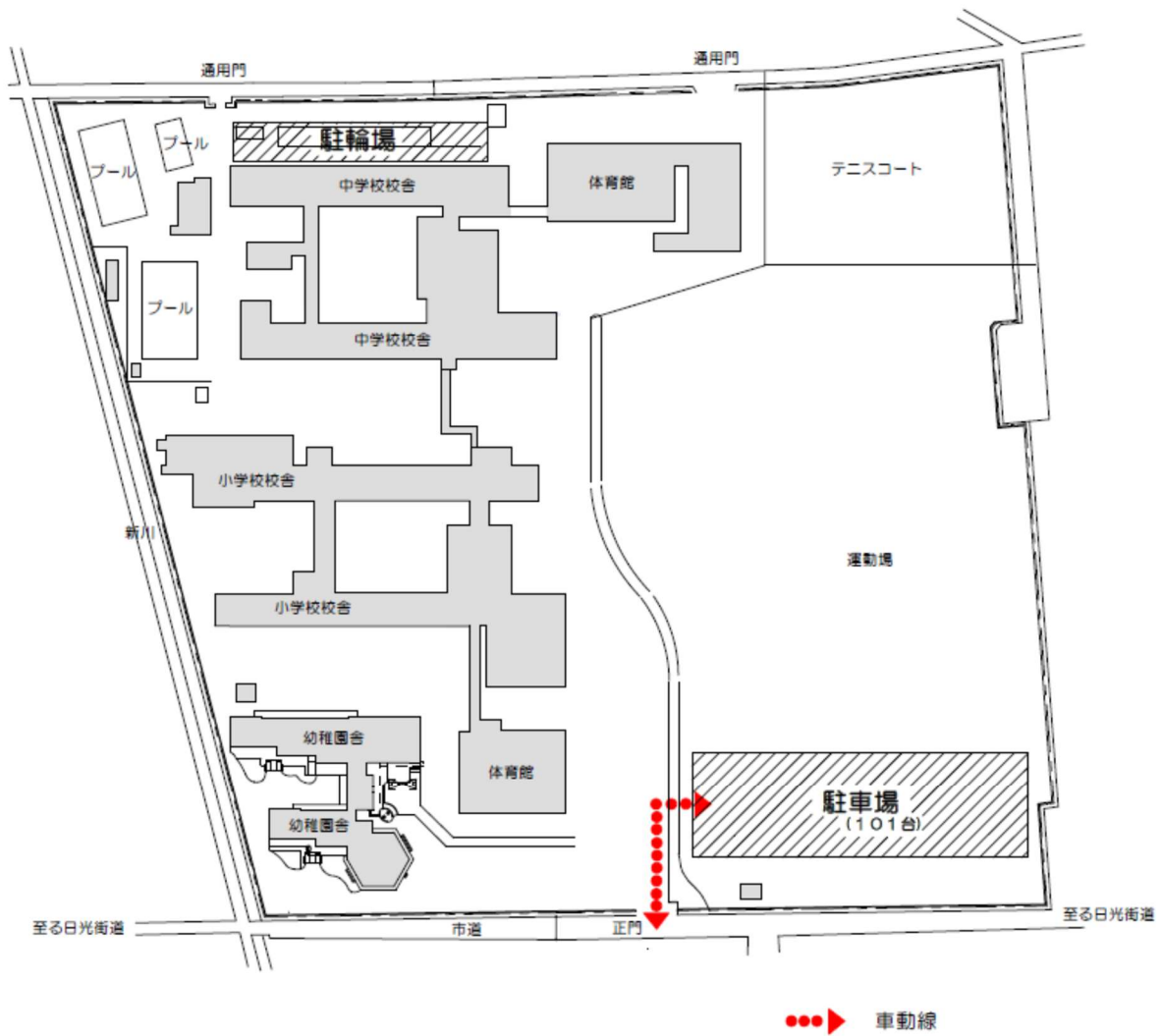
- ・メインモールを中心に歩行者、自転車、自動二輪車、さらには自動車の動線が混線しており、危険である。
- ・但し令和9年1月に開通した新南門からも自動車が入構できることになったため、メインモールを通る自動車の数は、以前よりは少なくなっている。

(2) 陽東キャンパス



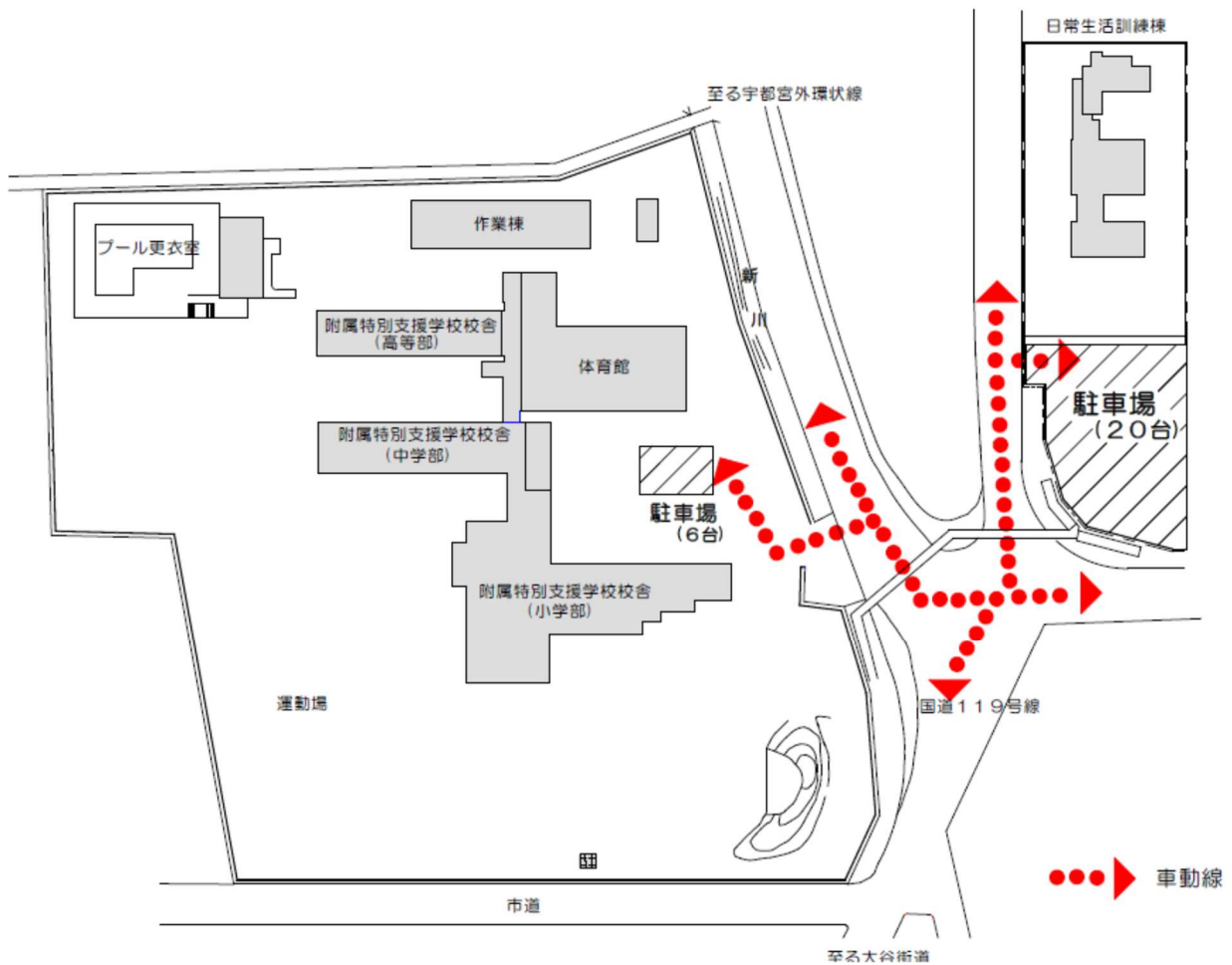
- ・自動車と歩行者・自転車及び自動二輪車の動線がほぼ分離できている状況は、好ましい状況である。
- ・但し今後、建物が増築される等で、教職員及び学生の人数が現状より増加することがあった場合、駐車場や駐輪場の駐車・駐輪可能台数の確保が課題である。

(3) 松原キャンパス



- ・現状は、歩行者・自転車と自動車の動線が正門付近以外でほぼ分離できている。
- ・課題は、正門付近で歩行者・自転車と自動車の動線がクロスしていることであるが、敷地北側は、道幅4mの西から東への一方通行道路であることと、中学校の生徒の歩行者、自転車の動線であるため、敷地北側への車動線の移動は現実的でなく、敷地東側は私有地、敷地西側は川と接しているため、同様にそれらの方向への車動線の移動も現実的ではない。そうすると、正門以外の敷地南側から自動車を入れる動線を新たにつくることが考えられるが、万年塀を壊して自動車の専用入口をつくるとなると多額の費用がかかり、こちらの実現性も容易ではない。

(4) 宝木キャンパス



- ・現状は、歩行者・自転車と自動車の動線が正門付近以外ではほぼ分離できている。
- ・課題は、建物前の来客用駐車場と歩行者・自転車の動線が正門付近でクロスしていることであるが、来客者の自動車の出入りは、児童・生徒の登下校時はさほど多くないことと、敷地の西側・南側及び北側は狭隘道路であり、それらの側からの自動車の出入りは現実的でないこと、さらには、敷地東側には川（新川）が通っており、現状の正門以外からの車の出入りは不可能であることを考慮すると、現状追認が一番無難と思われる。

第7章 キャンパスフレームワークプラン（長期計画）

キャンパスマスタープランは、建物とオープンスペースで形成されるキャンパス空間の計画目標を設定し、持続的に実施される施設整備と運営のより所となる、大学全体で共有すべき指針である。

教育研究の活性化が高まれば、それに従って組織の成長や新規プロジェクトがおこり、必然的に教育研究環境の充実が課題となる。よって、組織成長や改変に対する施設の増加や転用を可能とする用地確保や、スムーズな建物建設の手順など、創造的かつ持続的な教育研究を可能とする柔軟なキャンパス計画を確立していく必要がある。

ここでは、30年後に実現を目指す計画目標をフレームワークプランとして示し、キャンパスの土地や建物の利用における基本的な方針と、各キャンパスの利用・開発方針を定める。

7-1 キャンパス利用の基本方針

7-1-1 施設の集中と有効活用

- (1) キャンパス内に低層建物が数多く建設されていることから、建設用地に限りがあり建て詰まり状況が見られる。よって、高層・集約型の開発を進め、土地の有効活用に努める。
- (2) 施設の集約化等で生み出された土地や遊休地については、土地の貸し付けや売却の検討を行う。

7-1-2 アクセシビリティを優先する配置計画

- (1) 学内外の利用者の多いホールや講義室といった施設や、本部、厚生施設といった公共性の高い施設へのアクセシビリティを優先する配置計画とする。
- (2) キャンパスモール沿いの利便性の良い場所に多くの利用者が集まる施設を集約化し、学外の来訪者にもわかりやすい計画とする。また、建物群と屋外空間とを一体の環境として計画する。
- (3) 本学が目指す『地域の「知」の拠点』として、先端研究エリアを研究フィールドに隣接配置し実践的な教育・研究を促進させるとともに、社会共創拠点（イノベーション・commons）をアクセス・視認性のよい位置に配置する。

7-1-3 フレキシビリティを重視する計画

- (1) 将来へのフレキシビリティを確保するために、高層化した建物周辺にオープンスペースを計画的に確保する。
- (2) 部局の枠を超えた施設の効率的な利用、面積の再配分を行う。
- (3) 機能に合わせた施設ゾーニングを促す計画とする。学生や来訪者が利用するスペースは低層部に、実験室は中層に、教員・院生研究スペースは高層部に配置する計画とする。
重量物・大型実験室や振動・騒音を発生する実験室等はゾーンを設定して集約配置する。

7-1-4 ライフサイクルコストの低減と減築

- (1) 今後も増加が予想される施設の維持管理費と光熱水費が、大学の財政を圧迫する状況を解決するため、老朽化し機能の低下した建物を減築対象として定め、保有面積の削減を図る。
- (2) 新築・大規模改修・省エネ改修時において、断熱強化や日射遮蔽等による建築的工夫や照明器具・空調機等の高効率設備の採用等により、維持管理経費の削減を図る。

7-2 峰キャンパス利用計画

キャンパス利用の基本方針に基づき、今後予定されている部局等の配置をふまえ、将来目標とすべき全学で利用する各機能、および、部局等教育研究機能のゾーニングを設定する。峰キャンパスでは、メインストリート周辺を教育研究施設の中心として、高密度・高層化を図り、境界付近は環境保全を重視して低密度・低層の整備とする。

この目標の実現に向けた積極的なゾーニングに変更する計画案を以下に示す。ただし、こうした計画は大学の長期的なビジョンへの対応をふまえ、継続して議論を進めていく性質のものである。

7-2-1 全学教育エリアをメインストリート周りに集約

- (1) 講義室を中心とする全学教育エリアを、メインストリートの中層建物に配置する。
- (2) キャンパス内に点在していた講義室を、キャンパスの中心に再配置することにより、メインストリート周辺に人口の重心が移り、賑わいの中心となる。
- (3) 講義室の集約化により、全学・部局の枠を超えた運用・管理を実現する。
- (4) 全学教育エリアと隣接する、メインストリート沿いに部局教育研究エリアを設定することにより利便性が増すとともに、全学で基盤教育を支える体制づくりの強化を図る。

7-2-2 メインストリートをキャンパスの中心となるオープンスペースとして再編

- (1) メインストリート沿いに図書館と食堂・売店等の福利厚生施設を配置する。
- (2) 学生・教職員と地域の人々の憩いの場となるオープンスペースを整備し、賑わいを創出する。
- (3) 並木道や緑地のオープンスペースの整備を進めることで美しいキャンパスを実現する。
- (4) メインストリート内の歩車分離を徹底し、事故のない安全・安心なキャンパスを維持する。

7-2-3 地域交流の拠点の施設整備と運用

- (1) キャンパスのシンボルである峰ヶ丘講堂及びフランス式庭園をヒストリカルゾーンとしてキャンパスの景観を形成する重要な資産として今後も尊重する。
- (2) 峰ヶ丘講堂及びフランス式庭園を一体的施設として再整備する。
- (3) UUプラザ及びヒストリカルゾーンを大学の玄関(地域交流の拠点)として積極的に活用する。

7-2-4 研究所・センター群の集約

- (1) 学内共同施設である研究センターを集約するエリアとして整備し、オープンイノベーションスペースを新たに創出し、先端研究の拠点とする。

7-2-5 イノベーション・コモンズの整備

- (1) アクセスのよい南北の玄関口をベースに主線状に配置された関連建物を本学が目指す『地域の「知」の拠点』として、多様なステークホルダーとの「共創」を促進する拠点（イノベーション・コモンズ）を配置し、教育研究及び産学官連携を推進する。

7-2-6 部局教育研究エリア

- (1) 既存の部局エリアを尊重しつつも、全学的なゾーニングの再編のなかで、集約・高層化を図りオープンスペースや将来の建築用地を確保する。
- (2) キャンパス西部の教育研究エリアでは、圃場等を確保しフィールドを必要とする研究施設を配置する。

7-2-7 福利厚生エリアの整備

- (1) 新たな福利厚生施設の施設建設は行わず、既存施設の有効活用（リノベーション）を基本とする。
- (2) 緑豊かなオープンスペースをエリア周辺に整備する。
- (3) 屋内施設のうち、体育館、大学会館及び武道場は、災害時の教職員・学生及び洪水の際の地域住民の一時的な避難場所として活用できるよう防災機能の強化を図る。

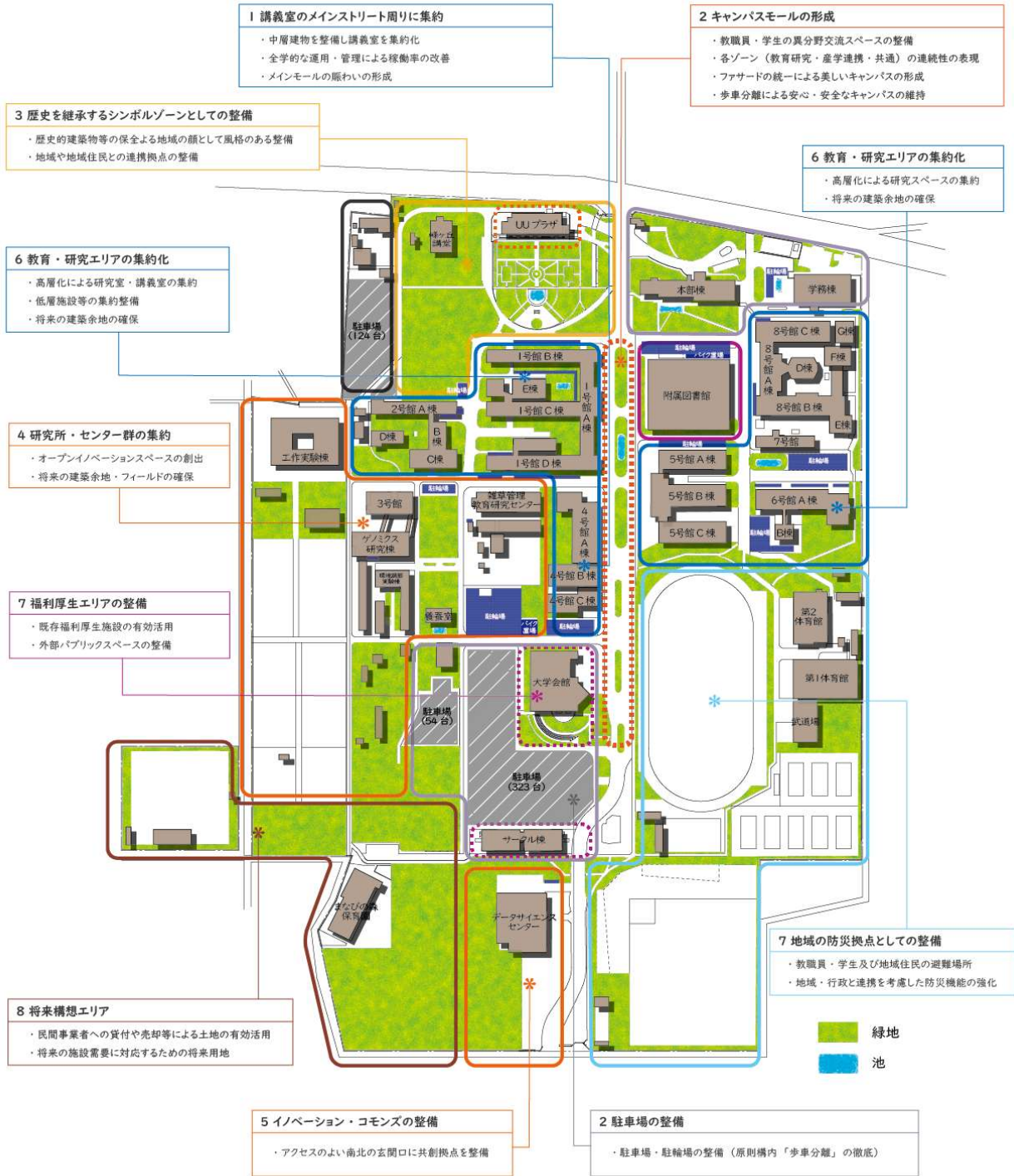
7-2-8 土地の有効活用

- (1) 将来用地は土地の貸し付けや売却を検討しさらなる土地の有効活用を図る。

7-2-9 インフラ設備の計画整備

- (1) 給排水ガス設備や受変電設備等の老朽化した設備を計画的に整備する。

峰キャンパス フレームワークプラン - 30年後の長期計画 -



- | | | | | |
|---|--|--|--|--|
| 大学シンボルゾーン | 教育・研究ゾーン | 産学連携ゾーン | 共通ゾーン | 将来構想ゾーン |
| 運動・課外活動ゾーン | 駐車場ゾーン | 管理ゾーン | 交流・憩いゾーン | |

7-3 陽東キャンパス利用計画

キャンパス利用の基本方針に基づき、現在の教育・研究機能等の配置をふまえ、ゾーニングを設定する。陽東キャンパスにおいては、計画的な施設整備を実現し、安心安全な教育研究環境を構築していくことが求められている。

また、この目標の実現に向けた積極的なゾーニングを変更する計画案を以下に示す。ただし、こうした計画は大学の長期的なビジョンへの対応をふまえ、継続して議論を進めていく性質のものである。

7-3-1 土地の有効活用

- (1) 職員宿舎及びクラブハウスは早期に取り壊しを行う。
- (2) 職員宿舎跡地及び遊休地については、土地の貸し付けを行い、土地の有効活用を図る。

7-3-2 メインストリートとパブリックスペースの整備

- (1) メインストリート内の歩車分離を行い、安全性を確保するとともに、緑地とパブリックスペース等の賑わいのあるメインストリートを整備する。
- (2) 学生・教職員と地域の人々の憩いの場となるオープンスペースを整備し、賑わいを創出する。

7-3-3 研究所・センター群の集約とイノベーション・コモنزの整備

- (1) 学内共同施設であるセンターを集約するエリアとして整備し、先端研究の拠点とする。
- (2) 分散配置されているセンターの集約整備を行い、オープンイノベーションスペース等を確保し、教育研究及び産学官連携を推進する。
- (3) 集約したセンターを本学が目指す『地域の「知」の拠点』として、社会連携機能の積極的な発展を促す環境の整備、多様な研究者や異分野との「共創」、地域・産業界との「共創」など、多様なステークホルダーとの「共創」を促進する拠点（イノベーション・コモنز）とする。

7-3-4 部局教育研究エリア

- (1) 老朽化した建物の建替整備に合わせて、小規模建物の集約化を進め、老朽改善・機能向上と環境対策による高機能で安心・安全な教育研究環境を整備する。
- (2) 既存の部局エリアを尊重しつつも、全学的なゾーニングの再編のなかで、集約・高層化を図りオープンスペースや将来の建築用地を確保する。
- (3) 教育研究の効率的・効率的な管理運営を行うため、集約的な施設整備を行う。

7-3-5 福利厚生施設の充実

- (1) 屋内施設のうち、陽東体育館と石井会館は、災害時の教職員・学生及び洪水の際の地域住民の一時的な避難場所として活用できるよう防災機能の強化を図る。

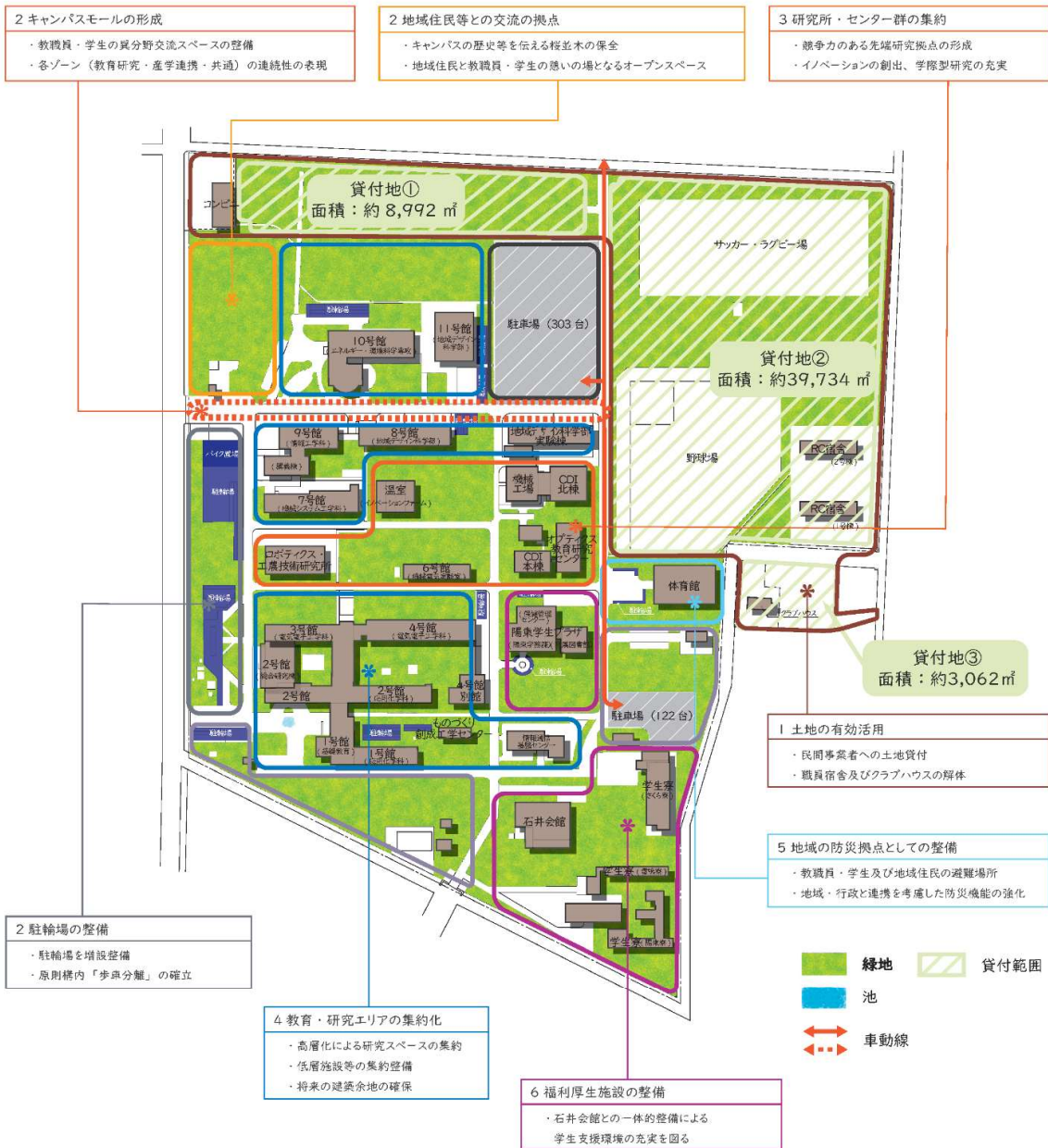
7-3-6 宿舎整備

- (1) 学生寮は既存の学生寮・石井会館と一体的整備を図り、安心・安全な学生支援環境をもつ施設とする。

7-3-7 インフラ設備の計画整備

給排水ガス設備や受変電設備等の老朽化した設備を計画的に整備する。

陽東キャンパス フレームワークプラン - 30年後の長期計画 -



- 大学シンボルゾーン
- 教育・研究ゾーン
- 産学連携ゾーン
- 共通ゾーン
- 将来構想ゾーン
- 運動・課外活動ゾーン
- 駐車場ゾーン
- 管理ゾーン
- 交流・憩いゾーン

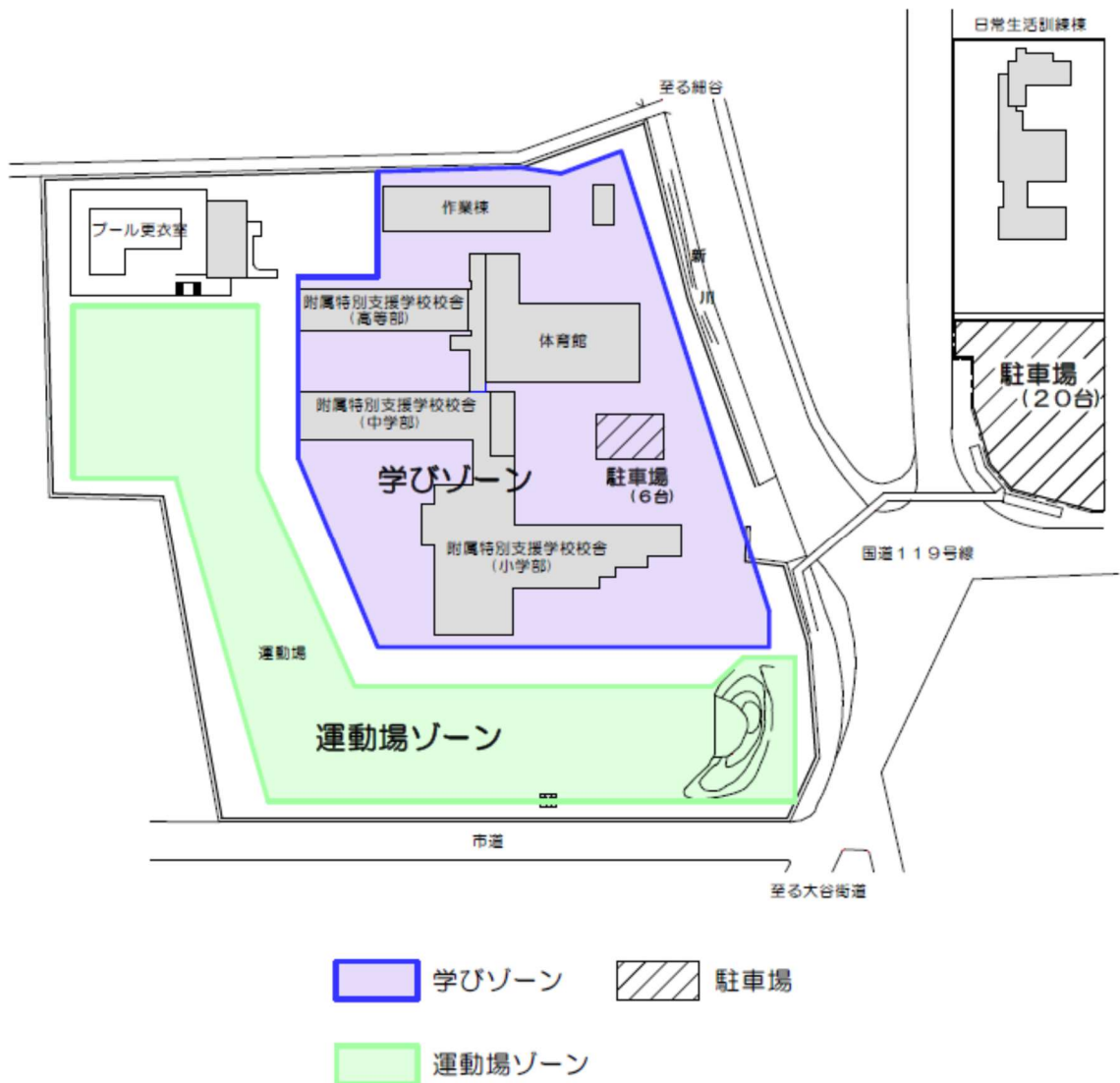
7-4 松原キャンパス利用計画



※：現況キャンパス配置図に土地利用計画のゾーンを設定した。

- ・正門から向かって左側を小・中・幼稚園校舎である学びゾーン，右側をグラウンドや体育館・テニスコートを中心とした運動場ゾーンを配置した。
- ・現状，ゾーンの配置についての問題は特段ないが，将来校舎の建て替えの際には，どのように建物とグラウンド等の再配置を行うかは課題として残る。

7-5 宝木キャンパス利用計画



※：現況キャンパス配置図に土地利用計画のゾーンを設定した。

- ・正門付近及び正門から向かって右側に小学部・中学部・高等部校舎である学びゾーン、正門奥側に自動車の通るルートからはずすような形でグラウンドを中心とした運動場ゾーンを配置した。
- ・現状、ゾーンの配置についての問題はないが、日常生活訓練棟については、存廃も含めてどのように活用するかは課題として残る。